

第 69 回 栃 木 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部 会 議

日時 令和3(2021)年11月19日(金) 18:00～

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

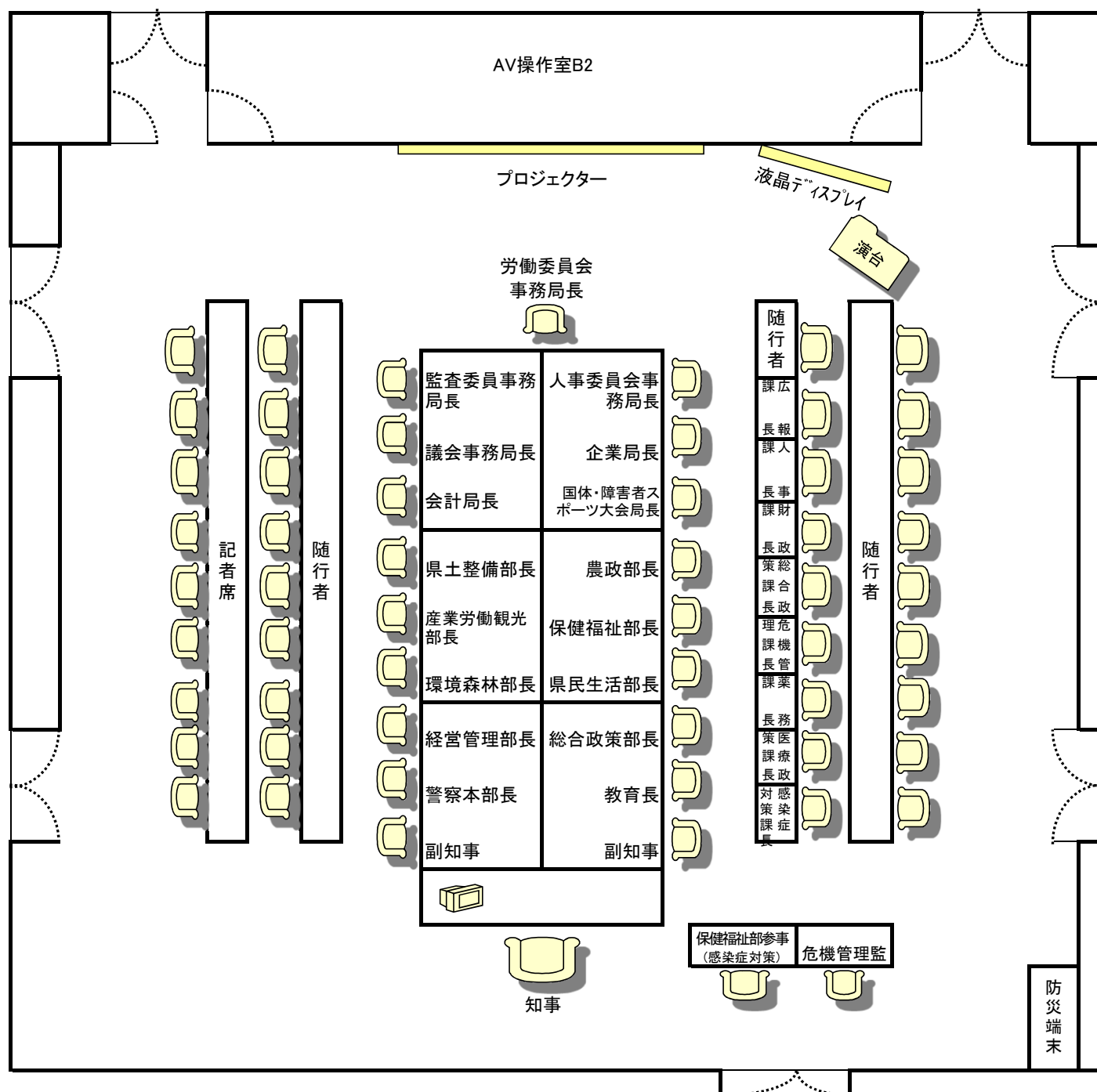
- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針の
改正について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	末永 洋之
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	野井 祐一
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	國井 隆弘
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	仲山 信之
	産業労働観光部長	辻 真夫
	農政部長	青柳 俊明
	県土整備部長	田城 均
	国体・障害者スポーツ大会局長	橋本 陽夫
	会計局長	熊倉 精介
	企業局長	琴寄 行雄
	県議会事務局長	大橋 哲也
	人事委員会事務局長	清水 正則
	監査委員事務局長	北條 俊明
	労働委員会事務局長	渡邊 慶
	危機管理監	神山 正幸
	保健福祉部参事(感染症対策)	塚田 三夫

本部会議座席表(危機管理センター本部室)



新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針

令和2(2020)年4月2日

(令和3(2021)年11月19日全部変更)

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

国が令和2(2020)年3月28日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日全部変更)に基づき、本県における新型コロナウイルス感染症対策を更に推進するため、今後の基本的な対応方針を定める。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年11月策定)等の既存の計画も参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要がある。

1 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

新型コロナウイルス感染症の次の感染拡大に備え、当面、ワクチン接種、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとともに、最悪の事態を想定した対応を行う。

このため、デルタ株への置き換わり等による令和3年夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍(若年者のワクチン接種が70%まで進展し、それ以外の条件が令和3年夏と同一である場合と比較し、新たな変異株の流行や生活行動の変化等による、「令和3年夏の実質2倍程度の感染拡大が起こるような状況」)となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進を進める。

こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じて、県民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。

その上で、感染力が2倍を大きく超え、例えば感染力が3倍(若年者のワクチン接種が70%まで進展し、それ以外の条件が令和3年夏と同一である場合と比較し、新たな変異株の流行や、生活行動の変化などによる、「令和3年夏の実質3倍程度の感染拡大が起こるような状況」)となり、医療がひっ迫するなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に県民に求める等の措置を講ずる。

(1) 医療提供体制の強化

今後の医療提供体制については、次の点を重点として取り組む。

- ・ 今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、ワクチン接種の進展等による感染拡大の抑制効果等も勘案しつつ、入院を必要とする方が、まずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制を整備すること
- ・ 全ての自宅・宿泊療養者について、陽性判明当日ないし翌日に連絡を取り、健康観察や診療を実施できる体制を確保すること
- ・ 感染拡大時に臨時の医療施設等が円滑に稼働できるよう、医療人材の確保、配置調整を担う体制を構築すること。

（２）ワクチン接種の促進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、迅速なワクチンの接種を進める。ワクチン接種の進捗については、令和３年１１月中に希望する者への接種を概ね完了する見込みである。追加接種が開始される１２月以降も、若年者を含め１回目・２回目未接種者に対する接種機会を確保する。また、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、２回目接種完了から、原則８か月以上経過した追加接種対象者のうち、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、体制を確保する。

１２歳未満の子どもに対するワクチン接種については、国の方針を踏まえ、接種を開始する。

（３）感染防止策

感染拡大の防止の基本は、個々人が「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底することであり、加えて、国及び自治体が積極的・戦略的な検査と積極的疫学調査により、感染拡大の起点となっている場所や活動を特定して効果的な対策を講じること、さらに、感染状況に応じて、人流や人との接触機会を削減することが重要である。

感染の拡大が認められる場合に、国と密接に連携しながら、速やかに効果的な感染対策等を講じるものとする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「法」という。）法第３２条第１項に規定する事態が発生したと認めるときは、緊急事態宣言の発出を受け、法第４５条等に基づき必要な措置を講じる。また、法第３１条の４第１項に規定する事態が発生したと認めるときは、まん延防止等重点措置として法第３１条の６に基づき必要な措置を講じる。

緊急事態措置区域及び重点措置区域等においては、飲食店の営業時間短縮、イベントの人数制限、県をまたぐ移動の自粛、出勤者数の削減の要請等の感染防止策を講じるとともに、第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ等を活用し、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるように取り組むものとする。ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、国又は知事の判断で、別途通知されるワクチン・検査パッケージ制度（以下単に「ワクチン・検査パッケージ制度」という。）等を適用せず、強い行動制限を要請することとする。

２ 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

１の全般的な方針を踏まえ、主として以下の重要事項に関する取組を進める。

（１）情報提供・共有

① 以下の点について、県民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
- ・ 県民に分かりやすい疫学解析情報の提供。
- ・ 医療提供体制及び検査体制に関する分かりやすい形での情報の提供。特に、感染状況

が悪化し、医療提供体制がひっ迫した場合には、その影響を具体的に分かりやすい形で示すこと。

- ・ 変異株についての正確で分かりやすい情報の提供。
 - ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
 - ・ 特に、マスクをはずす飲食の場において、「マスクなしの会話」を減らすことが重要であることから、「会話する＝マスクする」（カイワスル ハ マスクスル）運動の周知の徹底を図る。
 - ・ 業種別ガイドライン等の実践を徹底するとともに、「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を推進。特に、飲食店等について、第三者認証を取得している飲食店等を利用するよう、促すこと。
 - ・ 風邪症状等体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ国が定める方法による必要があることの周知。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方を分かりやすく周知すること。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 接触確認アプリ（COVID-19 Contact-Confirming Application：COCOA）のインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性者と診断された場合における登録の必要性についての周知。併せて、とちまる安心通知の利用の呼びかけ。
- ② 県ホームページ内にある新型コロナウイルス感染症に関する情報のウェブサイトにおいて関係部局のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に県民等への情報発信を行う。
- ③ 民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 感染症やクラスターの発生状況について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 国との緊密な情報連携により、様々な手段により県民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑥ 国や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、県民に還元するよう努める。

（２）ワクチン接種

県及び市町は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行うものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種目的は、新型コロナウイルス感染症

の感染拡大を防止し、発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすものとする。

- ② 予防接種については、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 75 号）による改正後の予防接種法に基づく臨時接種の特例として、国の指示のもと、県の協力により市町において実施する。
- ③ 予防接種の実施体制等については、令和 3 年 2 月 9 日の「ワクチン接種について」を踏まえ接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立つて行う。
- ④ 追加接種については、2 回目接種完了から、原則 8 か月以上経過した対象となる 18 歳以上の方のうち、接種を希望する全ての方が接種を受けられるよう、体制を確保する。追加接種に使用するワクチンについては、1 回目・2 回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチンを用いる。ただし、当面は、薬事承認されているファイザー社ワクチンを使用する。また、追加接種が開始される 12 月以降も、1 回目・2 回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。
- ⑤ 12 歳未満の子どもに対するワクチン接種については、国の方針を踏まえ、接種を開始する。
- ⑥ 予防接種法に基づく健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等について、適切に実施する。
- ⑦ 予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し接種の判断ができる情報を提供することが必要である。

その上で、県民に対して、ワクチンの安全性及び有効性についての情報を提供するなど、的確かつ丁寧なコミュニケーション等を進め、幅広く予防接種への理解を得るとともに、県民が自らの意思で接種の判断を行うことができるよう取り組む。

（3）サーベイランス・情報収集

- ① 感染の広がりを把握するために必要な検査を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条に基づく医師の届出等によりその実態を把握する。
- ② 感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。

また、国と協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。また、経済社会活動の中で希望により受ける民間検査については、感染症法第 16 条の 2 に基づき、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等の協力を求めること等により環境整備を進めていく。

- ③ 国や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。また、積極的疫学調査の結果等の地方公共団体間の情報連携を徹底するとともに、積極的疫学調査を実施する際に優先度も考慮する。なお、積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合の命令、この命令に正当な理由がなく応じない場合の罰則の適用については、対象者の人権に十分に配慮し、慎重に運用する。

- ④ 新たな変異株が確認された場合には、国立感染症研究所の評価・分析を踏まえ、入院措置・勧告、宿泊療養等の措置を適切に講ずる。
- ⑤ 感染症法第 12 条及び第 15 条に基づき、地方公共団体間での迅速な情報共有を行うとともに、令和 3 年 11 月 8 日の分科会提言等も参考に、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

(4) 検査

- ① 地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の 一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。
- ② また、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施する。多数の感染者やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても医療機関、高齢者施設等の従事者、入院・入所者全員に対して一斉検査を行う。特に、クラスターが複数発生している地域では、感染が生じやすく拡大しやすい場所・集団に対して積極的に検査を行う。緊急事態措置区域や重点措置区域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族等への検査を促進する。緊急事態措置区域である場合には、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う。
- ③ さらに、過去最大規模を上回る新規感染者数が生じた場合やインフルエンザの流行にも対応した検査ができるよう、国と連携して検査体制整備計画を見直す。
- ④ 日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするためには、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であり、感染が拡大傾向にある場合には、知事の判断により、法第 24 条第 9 項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請するものとする。この場合において、あらかじめ国と協議するものとする。

(5) まん延防止

1) 緊急事態措置区域における取組等

(飲食店等に対する制限等)

- ① 感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、法第 45 条第 2 項等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うものとする。ただし、知事の判断により、第三者認証制度の適用店舗（以下「認証店」という。）において 21 時までの営業（酒類提供も可能）もできることとするほか、認証店及び飲食を主として業としていない店舗において、ワクチン・検査パッケージ制度を適用した場合には、収容率の上限を 50%としつつ、カラオケ設備を提供できることとする。その際、命令、過料の手續に

関しては、別途通知される手続に沿って行うことに留意しつつ、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図るものとする。

- ② 法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用した会食については、5 人以上の会食も可能とする。
- ③ 以上の要請に当たっては、関係機関とも連携し、休業要請、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。また、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めるものとする。
- ④ 法第 45 条第 1 項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。
- ⑤ 協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるものとする。

(施設の使用制限等)

- ① 地域の感染状況等に応じて、知事の判断により、法第 45 条第 2 項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「令」という。）第 12 条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うものとする。

なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場者の整理等」を行う場合は、別途通知される取扱いを踏まえ、事業者に対しても、事業者に対して、入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけるものとする。

(イベント等の開催制限)

- ① 当該地域で開催されるイベント等（別途通知される集客施設等を含む。）について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
- ・ 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合、人数上限 10,000 人かつ収容率の上限を 100%とする。さらに、ワクチン・検査パッケージ制度を適用した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人かつ収容率の上限を 50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。

また、イベント等の開催に当たっては、COCOA 及びとちまる安心通知の活用について、主催者等に周知するものとする。

(外出・移動)

- ① 法第 45 条第 1 項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自

肅について協力の要請を行うものとする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、県民に徹底する。また、この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とする。不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は、極力控えるように促す。

(その他)

- ① 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、令和2年5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、令和2年10月23日のコロナ分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して県民に周知を行うものとする。
- ② 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種別ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、県は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。
- ③ 緊急事態措置区域における取組として、上記の要請等の取組を行うに当たっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。

2) 重点措置区域における取組等

まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものとする。

また、知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

(飲食店等に対する制限等)

- ① 感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、知事の判断により、上記の重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）において、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請するものとする。ただし、認証店に対しては、営業時間の短縮（21時までとする。）の要請を行うこととし、酒類を提供できることとする（また、知事の判断によっては、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能とする。）。

その際、命令、過料の手續に関しては、別途通知される手續に沿って行うことに留意しつつ、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図るものとする。

- ② 措置区域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用した会食については、5人以上の

会食も可能とする。

- ③ 上記の各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。また、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めるものとする。

- ④ 県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるものとする。

(施設の使用制限等)

- ① 地域の感染状況等に応じて、知事の判断により、法第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、令第 5 条の 5 に規定される各措置について事業者に対して要請を行うものとする。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知される取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うものとする。

(イベント等の開催制限)

当該地域で開催されるイベント等（別途通知される集客施設等を含む。）について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。

- ・ 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合、人数上限 20,000 人かつ収容率の上限を 100%とする。さらに、ワクチン・検査パッケージ制度を適用した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。
- ・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人かつ収容率の上限を 50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。

また、イベント等の開催に当たっては、COCOA 及びとちまる安心通知の活用について、主催者等に周知するものとする。

(外出・移動)

- ① 措置区域において、法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、県民に対して要請等を行うものとする。
- ② 措置区域において、法第 24 条第 9 項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、県民に対して協力の要請を行うものとする。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すものとする。この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

(その他)

- ① 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日のコロナ分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して県民に周知を行う。
- ② 重点措置区域における取組として、上記の要請等の取組を行うに当たっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。

3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外における取組等

(飲食店等に対する制限等)

- ① 感染拡大の傾向がみられる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行うものとする。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
- ② 感染拡大の傾向が見られる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用した会食については、5人以上の会食も可能とする。
- ③ 上記の要請に当たっては、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための見回り・実地の働きかけを進めるものとする。また、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めるものとする。

(施設の使用制限等)

- ① これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼するものとする。
- ② 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うものとする。

(イベント等の開催制限)

- ① 当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動などで生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
 - ・ 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とする。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。

また、イベント等の開催に当たっては、COCOA及びとちまる安心通知の活用について、主催者等に周知するものとする。

- ② イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと等について、主催者等に周知するものとする。
- ③ 感染拡大の兆候やイベント等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、人数制限の強化等を含めて、速やかに主催者等に対して必要な協力の要請等を行うものとする。

(外出・移動)

- ① 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するよう促すものとする。また、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すものとし、こうした場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とする。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこととする。発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すものとする。
- ② 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すものとする。
- ③ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行うものとする。

(その他)

- ① 感染拡大の防止と経済社会活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の経済社会全体への定着を図るものとする。
- ② 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。
- ③ 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、地域の実情に応じて、法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。

4) 職場への出勤等

- ① 緊急事態措置区域である場合には、事業者に対して、下記③に示された感染防止のための取組等に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
 - ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「三

つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。

② 重点措置区域である場合には、下記③に示された感染防止のための取組等に加え、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。

③ 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の場合においては、以下の取組を行うものとする。

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「三つの密」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。
- ・ 感染防止策の徹底のため、二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援するとともに、ビル管理者等に対して、換気状況を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知すること。
- ・ さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。
- ・ 別添に例示される国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

④ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

5) 学校等の取扱い

- ① 学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛（ただし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。））を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼する。高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。
- ② 学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

6) その他共通的事項等

- ① 緊急事態措置区域又は重点措置区域である場合には、地域の特性に応じた実効性のある措置を講じる。緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じるに当たっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、県民に対し丁寧に説明する。
- ② 緊急事態措置の実施に当たっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保及びライフラインの維持のための万全の体制の確保等に努める。
- ③ 法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを順守するよう要請を行うものとする。
- ④ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を防止するため、関係機関と協力して、次の事項について周知する。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者及び利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、感染拡大防止の観点と、患者や利用者、家族のQOL（Quality of Life）を考慮して、入院患者、利用者の外出、外泊についての対応を検討すること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等における面会については、面会者からの感染を防ぐことと、患者や利用者、家族のQOLを考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等も

踏まえるとともに、患者や利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること。

- ・ 面会に関する感染防止策の徹底、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うこと。

（６）医療提供体制の強化

1) 病床の確保、臨時の医療施設の整備

- ① 入院を必要とする者が、まずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制を整備する。
- ② 感染ピーク時に、確保した病床が確実に稼働できるよう、県と医療機関の間において、要請が行われてから確保病床を即応化するまでの期間や患者を受け入れることができない正当事由等について明確化した書面を締結すること等により、感染ピーク時において確保病床の使用率が８割以上となることを確保する。
- ③ 妊産婦等の特別な配慮が必要な患者を含め、感染拡大時においても入院が必要な者が確実に入院できる入院調整の仕組みを構築するとともに、フェーズごとの患者の療養先の振り分けの目安を定めるなど、転退院先を含め療養先の決定の迅速・円滑化を図る。
- ④ 関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、地域の関係団体の協力の下、地域の会議体を活用して医療機能（重症者病床、中等症病床、回復患者の受入れ、宿泊療養、自宅療養）に応じた役割分担を明確化した上で、保健・医療提供体制確保計画に沿って、段階的な病床の確保を進める。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確保を更に進める。退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進する。また、効率的な転院調整が行われるよう、転退院の仕組みを検討する。

- ⑤ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。
- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染防止策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備等の取組を推進すること。
 - ・ 小児医療について、関係団体等と協力して体制整備を進めること。
 - ・ 外国人が医療を適切に受けることができるよう、関係機関と協力して、引き続き医療通訳の整備の取組等を強化すること。

2) 自宅・宿泊療養者等への対応

- ① 自宅・宿泊療養者全ての方について、陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を確保する。

このため、保健所の体制強化に加え、医師が必要とした場合に オンライン診療・往診、

訪問看護の実施等について、医療機関、関係団体等と委託契約や協定の締結等を推進しつつ、必要な健康観察・診療体制を構築する。

- ② また、宿泊療養施設について、家庭内感染のリスク等に対応するため、必要な範囲でさらなる施設を確保する。
- ③ さらに、症状の変化に迅速に対応して必要な医療につなげ、また、重症化を未然に防止する観点から、必要な自宅療養者にパルスオキシメーターを配付できるようにする。治療薬についても、中和抗体薬・経口薬については、入院に加えて外来・往診まで、様々な場面で投与できる体制を構築する。さらに、経口薬については、かかりつけ医と地域の薬局が連携することで、患者が薬局に来所しなくても手に入れることができるような環境作りを支援する。
- ④ かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センターを通じて、診療・検査医療機関を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
- ⑤ 患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子供等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネジャーや相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行う。

3) 医療人材の確保等

- ① 感染拡大時に臨時の医療施設をはじめとした病床・施設を円滑に稼働させるため、保健・医療提供体制確保計画において、医療人材派遣について協力可能な医療機関数、派遣者数を具体化するとともに、人材確保・配置調整等を一元的に担う体制を構築する。
- ② 関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆候が見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、当該地域への派遣を行う。

なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、関係学会・団体等の専門人材派遣の仕組みである IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) や、他の都道府県からの応援派遣職員等を活用し、人材・体制を確保する。

また、都道府県等が連携し、積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう、保健所業務の重点化や人材育成、外部委託、IHEAT の積極的活用、人材確保・育成の好事例の横展開等により、保健所の体制を強化し、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備する。

4) さらなる感染拡大時への対応

- ① 令和3年夏の感染拡大時には、緊急事態宣言の下で、個々の医療機関の判断でコロナ対応のためにコロナ以外の通常医療の制限が行われていたが、今後、地域によって、医療のひっ迫が見込まれる場合には、県民に対し、更なる行動制限を求め、感染拡大の防止を図るとともに、医療の確保に向けて、法で与えられた権限に基づき、知事が、
 - ・ 自宅療養者等の健康管理・重症化予防を図るため、地域の医療機関に対し、健康観察・診療等について最大限の協力を要請するとともに、
 - ・ コロナ患者の入院受入病院に対し、短期間の延期ならリスクが低いと判断される予定手術・待機手術の延期等の実施を求めるほか、

- ・ 公立公的病院及び民間医療機関に対し、追加的な病床の確保、臨時の医療施設への医療人材の派遣等の要求・要請を行うこととする。

（７）その他重要な留意事項

1) 偏見・差別等への対応、社会課題への対応等

- ① 新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する差別的な取扱いや誹謗中傷、名誉・信用を毀損する行為等は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねないことから、コロナ分科会の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループが行った議論のとりまとめ（令和２年１１月６日）や法第１３条第２項の規定を踏まえ、感染者等の人権が尊重され、何人も差別的な取扱い等を受けることのないよう取組を実施する。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害等を受けないよう、県民への普及啓発等必要な取組を実施する。
- ③ ワクチンを接種していない者及び接種できない者が不当な偏見・差別等を受けないよう、県民への普及啓発等必要な取組を実施する。
- ④ 海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 各種対策を実施する場合において、県民の自由と権利の制限を必要最小限のものとする。特に、罰則が設けられている措置については、患者や関係者の人権に十分に配慮し、まずは当該措置の趣旨や必要性を患者等に丁寧に説明し、理解・協力を得られるようにすることを基本とするとともに、罰則の適用は、慎重に行うものとする。また、女性の生活や雇用への影響は引き続き大きいことに留意し、女性や子供、障害者等に与える影響を十分配慮するとともに、必要な支援を適時適切に実施する。
- ⑥ 外出自粛による心身機能の低下や地域のつながりの希薄化の回復に向けて、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保を行う。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳をもってお別れ、火葬等が行われるよう、適切な方法について、周知を行う。
- ⑧ ワクチン接種に便乗した詐欺被害等の防止のため注意喚起や相談体制を強化する。

2) 関係機関との連携の推進

- ① 保健部局のみならず、危機管理部局も含め全ての部局が協力して対策に当たる。
- ② 近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行うに当たり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ③ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等を実施するに当たっては、あらかじめ国と協議し、迅速な情報共有を行う。
- ④ 緊急事態宣言の期間中に様々な措置を実施した際には、知事は政府対策本部長に、その旨及びその理由を報告する。知事は政府対策本部長に、市町長及び指定地方公共機関の長から報告を受けた事項を報告する。

3) 社会機能の維持

- ① 職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及び在宅勤務（テレワーク）の積極的な実施に努める。
- ② 電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、県民の生活及び経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安の見直しについて

見直しのポイント

- ワクチン接種の進捗や治療薬の実用化等により、軽症者の割合が多くなり、重症者としての入院病床の利用も減少しているため、感染の状況を引き続き注視するが病床のひっ迫状況をより重視して警戒度を判断する。
- 可能な限り経済活動を維持しつつ、遅滞なく必要な措置を講じる



- 「ステージ」→「レベル」とし、医療体制の強化等も踏まえて警戒度のレベル分析及び基準となる数値を見直し
- 感染及び医療の状況についての“予測ツール”の活用
- 警戒度判断のための主な指標を次のとおり変更（病床のひっ迫状況を重点的に監視する。なお、判断のための主な指標とはしない指標についてもモニタリングを継続し、総合的な判断に活用。）

現行

警戒度に関する判断基準となる指標（HPにて公表）	
○病床使用率（最大確保病床数に対する使用率）	警戒度判断 指標へ
○重症病床使用率（最大確保病床数に対する使用率）	
検査陽性率(直近1週間の状況)	
人口10万人あたりの新規感染者数(直近1週間)	
○入院率（療養者数に対する入院者数の割合）	モニタリング 指標へ
人口10万人あたりの全療養者数(直近1週間)	
感染経路不明割合（直近1週間）	

早期探知のための指標（HPにて公表）	
検査陽性率（直近1週間）	警戒度判断 指標へ
新規感染者数の直近1週間と先週1週間の比較	
発症日別陽性者数	モニタリング 指標へ
20代～30代の新規陽性者数及び割合	
宇都宮市・小山市の夜間の人流（21時の人流（前週との比較））	



改正後

警戒度に関する判断基準となる指標（HPで公表 ※病床使用数予測を除く）	
○病床使用率（最大確保病床数に対する使用率）	
○病床使用数予測（"予測ツール"による予測）	新規
○重症病床使用率（最大確保病床数に対する使用率）	
検査陽性率(直近1週間)	
人口10万人あたりの新規感染者数(直近1週間)	
新規感染者数の直近1週間と先週1週間の比較	新規

モニタリング指標（総合的な判断において必要時に公表）	
○入院率（療養者数に対する入院者数の割合）	
○中等症者数	新規
人口10万人あたりの全療養者数（直近1週間）	
感染経路不明割合（直近1週間）	
発症日別陽性者数	
20代～30代の新規陽性者数及び割合	
宇都宮市・小山市の夜間の人流（21時の人流（前週との比較））	

○：病床のひっ迫状況に関する指標

各レベルの状況・求められる対策

警戒度レベル	状 況	主な求められる対策
レベル 4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	さらなる一般医療の制限、積極的疫学調査の重点化
レベル 3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況	事業者、国民に対する強い呼びかけ
レベル 2 (警戒を強化すべきレベル)	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状態	感染リスクの高い行動を回避するよう呼びかけ
レベル 1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状態	総合的な感染対策の継続
レベル 0 (感染者ゼロレベル)	新規感染者ゼロが維持できている状態	

警戒度レベルの判断に使用する主な指標及び目安の見直しについて

警戒度判断の主な指標を以下のとおり見直し。その他モニタリングを行う指標等も含め警戒度を総合的に判断。

現行

			警戒度レベル				
			国(県)ステージ4 (緊急事態措置)	国(県)ステージ3 (まん延防止等重点措置)	県版ステージ2.5 「厳重警戒」	県版ステージ2 「感染注意」	県版ステージ1 「感染観察」
医療提供体制等の負担	病床のひっ迫具合	病床使用率	50%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満
		入院率	25%以下	40%以下	50%以下	—	—
		重症病床使用率	50%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満
	人口10万人あたりの全療養者数(直近1週間)		30人以上 ※実数:581人以上	20人以上 ※387人以上	10人以上 ※194人以上	5人以上 ※97人以上	5人未満 ※97人未満
監視体制	検査陽性率(直近1週間)		10%以上	5%以上	3%以上	2%以上	2%未満
感染状況	人口10万人あたりの新規感染者数(直近1週間)		25人以上 ※実数:484人以上	15人以上 ※291人以上	5人以上 ※97人以上	2.5人以上 ※49人以上	2.5人未満 ※49人未満
	感染経路不明割合(直近1週間)		50%以上	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満



改正後

			警戒度レベル					
			レベル4 避けたいレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル0 感染者ゼロレベル	
			緊急事態措置	まん延防止等重点措置	感染拡大期			
					感染収縮期			
医療提供体制等の負荷	病床のひっ迫具合	病床使用率	状況をみて判断	50%以上	20%以上	20%未満	新規感染者数ゼロを維持	
		病床使用数予測		3週後 確保病床超	4週後 確保病床の6割超	—		
重症病床使用率	50%以上	20%以上		20%未満				
	監視体制	検査陽性率(直近1週間)			10%以上	5%以上		5%未満
感染の状況	人口10万人あたりの新規感染者数(直近1週間)			25人以上 ※実数:484人以上	15人以上 ※実数:291人以上	15人未満 ※実数:291人未満		

※予測値以外をHPで公表
予測値は各数値の精査が必要であり、警戒度判断時に活用

感染拡大・収縮の判断	新規感染者数の直近1週間と 先週1週間の比較
------------	---------------------------

警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）

■県民・事業者等に対し、下記内容を踏まえ、
感染状況の特徴に応じた必要な措置・要請を行う。

警戒度レベル	県民・事業者		飲食店等	イベント
レベル4 避けたいレベル	緊急事態		休業要請も含めたより強い要請	原則中止も含めたより強い要請
レベル3 対策を強化すべき レベル	緊急事態		酒類・カラオケ設備提供店に対し休業要請 （VTPにより収容率50%上限でカラオケ設備提供可） 【認証店】20時までの時短・酒提供禁止・協力金あり 又は 21時までの時短・酒提供可・協力金あり ともに VTPにより人数制限解除 【非認証店】20時までの時短・酒提供禁止・5人未満 協力金あり 集客施設等に対しイベントに準じた要請	<人数制限> 【大声なし】 ・感染防止安全計画策定 かつ V T P により収容 定員まで ・感染防止安全計画策定の場合のみ1万人まで ・計画未策定の場合5千人まで 【大声あり】 5千人又は収容率50%のいずれか小さい方 ※開催時間については原則要請なし
	まん延 防止等重点措置		措置区域に対し、 【認証店】21時までの時短・酒提供可・協力金あり 又は 時短要請なし・酒提供可・協力金なし ともに VTPにより人数制限解除 【非認証店】20時までの時短・酒提供禁止・5人未満 協力金あり 集客施設等に対しイベントに準じた要請	<人数制限> 【大声なし】 ・感染防止安全計画策定 かつ V T P により収容 定員まで ・感染防止安全計画策定の場合のみ2万人まで ・計画未策定の場合5千人まで 【大声あり】 5千人又は収容率50%のいずれか小さい方 ※開催時間については原則要請なし
レベル2 警戒を強化すべき レベル	感染 拡大期	感染 収縮期	【県民】 ・都道府県間の移動に際しては基本的な感染防止対策を徹底 ・緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は 極力控える（V T P 適用者を除く） 【事業者】 ・テレワーク等々人との接触低減に取り組む 「感染拡大期」には感染不安の無症状者は検査を受けること	<人数制限> 【大声なし】 ・感染防止安全計画策定により収容定員まで ・計画未策定の場合は5千人又は収容率50%の いずれか大きい方 【大声あり】 収容率50%
レベル1 維持すべきレベル			飲食を提供する方は、 ・アクリル板等（パーティション）の適切な設置 又は 座席間隔（1m以上）の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 に取り組むこと	V T P = ワクチン・検査パッケージ ※V T P による緩和は感染状況により中止することがある
レベル0 感染者ゼロレベル			【県民】 ・基本的な感染対策の徹底（「3密」の回避、「新しい生活様式」の実践、「5つの場面」への注意） ・とちまる安心認証店の利用推進 【事業者】 ・人との接触機会を低減する取組の継続・実施 ・感染拡大防止のための適切な取組の実施（ガイドラインの徹底、会話する＝マスクする、「5つの場面」への注意） ・「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施	

イベントの開催制限等について【概要】

今後の開催制限のポイント

1. 感染防止安全計画の策定・実施により、人数制限を緩和 ※ 安全計画策定イベントは「大声なし」の担保が前提
2. さらに、ワクチン・検査パッケージ（VTP）の実施により、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置区域においても人数上限を緩和し、収容定員まで参加可能 ※ 感染状況によりVTPによる緩和を中止することもある。
3. 従来通りの人数上限等で開催する場合は、「チェックリスト」を作成し公表

【イベント開催制限等の要請内容】

※ 参加人数は、人数上限と収容率のいずれか小さい方を限度とする。

		その他（平常時）	まん延防止等重点措置	緊急事態措置
開催時間		原則要請なし	原則要請なし	原則要請なし
人数上限	従来通り	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方	5,000人	5,000人
	安全計画実施	収容定員まで	20,000人	10,000人
	安全計画及びVTP実施	—	収容定員まで	収容定員まで
収容率	従来通り	【大声なし】 100% 【大声あり】 50%	【大声なし】 100% 【大声あり】 50%	【大声なし】 100% 【大声あり】 50%
	安全計画実施	100% ※「大声なし」の担保が前提	100% ※「大声なし」の担保が前提	100% ※「大声なし」の担保が前提

感染防止安全計画等について

5,000人超かつ収容率50%超のイベントを対象に「感染防止安全計画」を実施

1. イベント主催者等の安全計画策定、県による事前確認、実施を条件に、人数制限を緩和
※ 安全計画策定イベントは「大声なし」の担保が前提
2. 安全計画には、イベントごとに具体的な対策内容を記載。県がその内容を確認・助言
3. イベント開催後、イベント主催者等は結果報告書を県に提出。問題発生時には県が関係省庁に共有
 - これまで実施していた事前相談（全国的な移動を伴うイベント又は1,000人超のイベントが対象）は不要
 - 従来通りの人数上限等で開催するイベントは、「チェックリスト」を作成し公表（1年間保管）。問題が発生した場合は県、関係省庁に結果報告資料を提出

	事前相談（現在）	安全計画（今後）
対象イベント	全国的な移動を伴うイベント 又は 1,000人超	5,000人超かつ収容率50%超
イベント主催者等の対応	➤ 必要な感染防止策に取り組む ➤ チェックリストの提出 ➤ 収容率100%とする場合、実績疎明資料の提出 ➤ 開催後、結果報告書の提出（問題発生時のみ）	 ➤ 必要な感染防止策に取り組む ➤ 安全計画の提出 ➤ 開催後、結果報告書の提出

【安全計画の受付】

- ・ 11月25日（木）から受付を開始（12月9日（木）以降チケット販売を開始するイベントが対象）。事前相談済みのイベント（改めて安全計画を策定し人数上限を変更する場合を除く）については、安全計画の策定を求めない。
- ・ イベント主催者等は開催2週間前までを目途に県の所管課（イベント内容又は施設を所管する課）に提出
- ・ 受付開始までに県HPに様式等を掲載予定。受付開始前にも所管課において個別相談に応じる。

GoToEatキャンペーン

「GoToEatキャンペーン栃木食事券」の販売及び利用期間が延長されます。



販売及び利用期間

	延長前	延長後
販売期間	令和3年11月10日～ <u>令和3年12月15日</u>	令和3年11月10日～ <u>令和4年1月31日</u>
利用期間		令和3年11月10日～ <u>令和4年2月28日</u>

* 詳細は、今後「GoToEatキャンペーン栃木食事券」ホームページで公表される予定です。

「食事券」に関するお問い合わせ (購入者向けコールセンター)

(電話番号) 028-341-1647

(受付時間) 10:00～17:00 (土日・祝日を除く)

「加盟店」に関するお問い合わせ (飲食事業者向けコールセンター)

(電話番号) 028-341-2550

(受付時間) 10:00～17:00 (土日・祝日を除く)